

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令等の
一部を改正する政令案の修正について

令和 6 年 3 月 2 9 日
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

厚生労働省では、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令案について、令和 6 年 2 月 5 日（月）から令和 6 年 3 月 5 日（火）まで御意見を募集したところですが、本案に対し下記のとおり文言の修正を行いましたので、公表いたします。

1. 修正内容

修正箇所	修正内容	
	修正前	修正後
題名	前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令案（概要）	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令案（概要）
1. 改正の趣旨	（1）病床転換助成事業の期限の延長について	（3）病床転換助成事業の期限の延長について
	○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）附則第 2 条の規定により、都道府県は、政令で定める日（以下「期限日」という。）までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、病床転換助成事業を行うものとされており、期限日は前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「高齢者算定政令」という。）附則第 5 条において令和 6 年 3 月 31 日とされている。	○ 高齢者医療確保法附則第 2 条の規定により、都道府県は、政令で定める日（以下「期限日」という。）までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、病床転換助成事業を行うものとされており、期限日は高齢者算定政令附則第 5 条において令和 6 年 3 月 31 日とされている。
	（2）前期財政調整制度における報酬調整の導入及び流行初期医療確保拠出金の新設に伴う国民健康保険組合に対する国庫補助の見直しに	（1）前期財政調整制度における報酬調整の導入及び流行初期医療確保拠出金の新設に伴う国民健康保険組合に対する国庫補助の見直しに

	について	について
	○ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。)第 73 条の規定により、国は、国民健康保険組合(以下「組合」という。)に対し、保険給付費等について、組合の財政力を勘案して政令で定める額を補助することとされている。	○ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。)第 73 条の規定により、国は、国民健康保険組合(以下「組合」という。)に対し、保険給付費等について、組合の財政力を勘案して政令で定める額を補助することとされている。 ○ <u>また、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)では、前期高齢者(65～74 歳)の偏在による保険者間の負担の不均衡を是正するため、</u> ・ <u>前期高齢者加入率が全国平均よりも高い保険者に対し、当該前期高齢者加入率が全国平均を超過する分に当該保険者の前期高齢者に係る給付費見込額(以下「前期給付費」という。)を乗じた金額を前期高齢者交付金として交付し、</u> ・ <u>前期高齢者加入率が全国平均よりも低い保険者に対し、当該前期高齢者加入率が全国平均を下回る分に前期給付費を乗じた金額を前期高齢者納付金として納付させる</u> <u>こととしている(前期財政調整制度)。</u>
	○ また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 96 号)により、保険者が流行初期医療確保拠出金を納付することとなったことに伴い、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額につ	○ また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 96 号)により、保険者が流行初期医療確保拠出金を納付することとなったことに伴い、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額につ

	いて国保組合に対する国庫補助を定める。	いて組合に対する国庫補助を定める。
	—	<u>(2) 負担調整基準率及び特別負担調整基準率について</u> ○ <u>前期高齢者納付金については、各保険者の負担が著しく過大なものとなり、各保険者の運営基盤が揺らぐことのないよう、負担調整及び特別負担調整の仕組みを設けている。</u> ○ <u>具体的には、負担調整基準率及び特別負担調整基準率を設定し、各保険者に係る義務的経費（拠出金（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）及び法定給付費）に占める拠出金の割合が負担調整基準率又は特別負担調整基準率に比して過大となる部分を全保険者（特別負担調整の場合は全保険者及び国費）で負担することとしている。</u> ○ <u>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「高齢者算定政令」という。）第1条の6及び第1条の7の規定は、上記の負担調整基準率及び特別負担調整基準率の設定に用いる負担調整及び特別負担調整の対象となる保険者の割合を定めており、これらの割合について、令和6年度に用いる数値となるよう改正を行う。</u>
2. 改正の概要	<u>1 (1) について</u>	<u>(3) について</u>
	<u>1 (2) について</u>	<u>(1) について</u>
	—	<u>(2) について</u> ○ <u>負担調整及び特別負担調整について、高齢者算定政令で定めることとされている</u>

		<u>以下の割合について、令和6年度に用いる数値となるよう改める。</u> ・ <u>高齢者算定政令第1条の6に定める負担調整の対象となる保険者の割合 100分の6.00</u> ・ <u>高齢者算定政令第1条の7に定める特別負担調整の対象となる保険者の割合 100分の11.10</u>
3. 根拠条項	○ 高齢者医療確保法附則第2条及び附則第9条の2第1項	○ 高齢者医療確保法第38条第4項及び第5項並びに附則第2条及び附則第9条の2第1項

2. 修正理由

- ・ 病床転換助成事業の期限の延長に係る改正は、高齢者医療確保法第38条第4項の政令で定める割合及び高齢者医療確保法第38条第5項の政令で定める割合の算出に影響を与えることから、病床転換助成事業の期限の延長に係る改正と負担調整基準率及び特別負担調整基準率に係る改正は同一の政令において行うことが適切であるため。また、それに伴い今般定める政令の名称に修正が必要であるため。

なお、負担調整基準率及び特別負担調整基準率に係る改正は、予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定めるものである。

- ・ その他、表現の適正化のため。